

平成 27 年度 春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画）
新旧対照表（案）

平成 27 年度 春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																										
3	3	<p>第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・方針 第 4 節 災害の想定 2 原子力災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力発電所又は原子炉施設名</th> <th>事業者名</th> <th>所在地</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜岡原子力発電所</td> <td>中部電力株式会社</td> <td>静岡県御前崎市佐倉</td> <td>BWR：5基※1</td> </tr> <tr> <td>美浜発電所</td> <td rowspan="3">関西電力株式会社</td> <td>福井県三方郡美浜町丹生</td> <td>PWR：3基</td> </tr> <tr> <td>大飯発電所</td> <td>福井県大飯郡おおい町大島</td> <td>PWR：4基</td> </tr> <tr> <td>高浜発電所</td> <td>福井県大飯郡高浜町田ノ浦</td> <td>PWR：4基</td> </tr> <tr> <td>敦賀発電所</td> <td>日本原子力発電株式会社</td> <td>福井県敦賀市明神町</td> <td>BWR：1基 PWR：1基</td> </tr> <tr> <td>高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）</td> <td rowspan="2">独立行政法人日本原子力研究開発機構</td> <td>福井県敦賀市白木</td> <td>FBR：1基</td> </tr> <tr> <td>原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）</td> <td>福井県敦賀市明神町</td> <td>ATR：1基※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：浜岡原子力発電所の1号機及び2号機は廃炉措置作業中であり、原子炉から燃料体を搬出し、原子炉としての機能はない。</p> <p>※2：原子炉廃止措置研究開発センターふげんは、廃炉措置作業中であり、原子炉から燃料体を搬出し、原子炉としての機能はない。</p>	原子力発電所又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要	浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	静岡県御前崎市佐倉	BWR：5基※1	美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町丹生	PWR：3基	大飯発電所	福井県大飯郡おおい町大島	PWR：4基	高浜発電所	福井県大飯郡高浜町田ノ浦	PWR：4基	敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	福井県敦賀市明神町	BWR：1基 PWR：1基	高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）	独立行政法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	FBR：1基	原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）	福井県敦賀市明神町	ATR：1基※2	<p>第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・方針 第 4 節 災害の想定 2 原子力災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力発電所又は原子炉施設名</th> <th>事業者名</th> <th>所在地</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜岡原子力発電所</td> <td>中部電力株式会社</td> <td>静岡県御前崎市佐倉</td> <td>BWR：5基※1</td> </tr> <tr> <td>美浜発電所</td> <td rowspan="3">関西電力株式会社</td> <td>福井県三方郡美浜町丹生</td> <td>PWR：3基※2</td> </tr> <tr> <td>大飯発電所</td> <td>福井県大飯郡おおい町大島</td> <td>PWR：4基</td> </tr> <tr> <td>高浜発電所</td> <td>福井県大飯郡高浜町田ノ浦</td> <td>PWR：4基</td> </tr> <tr> <td>敦賀発電所</td> <td>日本原子力発電株式会社</td> <td>福井県敦賀市明神町</td> <td>BWR：1基※3 PWR：1基</td> </tr> <tr> <td>高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）</td> <td rowspan="2">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td> <td>福井県敦賀市白木</td> <td>FBR：1基</td> </tr> <tr> <td>原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）</td> <td>福井県敦賀市明神町</td> <td>ATR：1基※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：浜岡原子力発電所の1号機及び2号機は廃炉措置作業中</p> <p>※2：美浜発電所の1号機及び2号機は廃炉に向けた手続中</p> <p>※3：敦賀発電所の1号機は廃炉に向けた手続中</p> <p>※4：原子炉廃止措置研究開発センターふげんは、廃炉措置作業中であり、原子炉から燃料体を搬出し、原子炉としての機能はない。</p> <p>※5：これらの施設で事故が発生した場合を想定し、国等が行ったシミュレーション結果を計画の策定にあたり参考とした。</p>	原子力発電所又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要	浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	静岡県御前崎市佐倉	BWR：5基※1	美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町丹生	PWR：3基※2	大飯発電所	福井県大飯郡おおい町大島	PWR：4基	高浜発電所	福井県大飯郡高浜町田ノ浦	PWR：4基	敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	福井県敦賀市明神町	BWR：1基※3 PWR：1基	高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	FBR：1基	原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）	福井県敦賀市明神町	ATR：1基※4	<p>組織名の変更</p> <p>美浜発電所1号機、2号機、敦賀発電所1号機の廃炉決定</p>
原子力発電所又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要																																																											
浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	静岡県御前崎市佐倉	BWR：5基※1																																																											
美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町丹生	PWR：3基																																																											
大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島	PWR：4基																																																											
高浜発電所		福井県大飯郡高浜町田ノ浦	PWR：4基																																																											
敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	福井県敦賀市明神町	BWR：1基 PWR：1基																																																											
高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）	独立行政法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	FBR：1基																																																											
原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）		福井県敦賀市明神町	ATR：1基※2																																																											
原子力発電所又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要																																																											
浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	静岡県御前崎市佐倉	BWR：5基※1																																																											
美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町丹生	PWR：3基※2																																																											
大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島	PWR：4基																																																											
高浜発電所		福井県大飯郡高浜町田ノ浦	PWR：4基																																																											
敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	福井県敦賀市明神町	BWR：1基※3 PWR：1基																																																											
高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	FBR：1基																																																											
原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）		福井県敦賀市明神町	ATR：1基※4																																																											
8	15	<p>第 2 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定公共機関（原子力事業者を除く。） (2) 西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社</p>	<p>第 2 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定公共機関（原子力事業者を除く。） (2) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニ</p>	<p>指定公共機関の追加</p>																																																										

頁	行	修正前	修正後	備考
		NTT・ドコモ (略)	<u>ケーシヨonz株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社</u> (略)	
8	22	6 原子力事業者（中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び <u>独立行政法人</u> 日本原子力研究開発機構） (略)	6 原子力事業者（中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び <u>国立研究開発法人</u> 日本原子力研究開発機構） (略)	組織名の変更
12	9	第2編 災害予防計画 第2章 原子力災害予防対策 第1節 原子力事業者との連携 県は、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電会社及び <u>独立行政法人</u> 日本原子力研究開発機構（以下、「4原子力事業者」という。）と連携して、他の防災関係機関に適宜情報提供を行う。	第2編 災害予防計画 第2章 原子力災害予防対策 第1節 原子力事業者との連携 県は、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電会社及び <u>国立研究開発法人</u> 日本原子力研究開発機構（以下、「4原子力事業者」という。）と連携して、他の防災関係機関に適宜情報提供を行う。	組織名の変更
12	25	第2節 情報の収集・連絡体制等の整備 1 県と関係機関相互の連携体制の整備 (略) 特に、原子力規制庁との間においては、平常時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。	第2節 情報の収集・連絡体制等の整備 1 県と関係機関相互の連携体制の整備 (略) 特に、 <u>内閣府</u> 及び原子力規制庁との間においては、平常時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。	国の体制変更
14	33	第8節 健康被害防止に係る整備 3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 市及び県は、核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めることとする。	第8節 健康被害防止に係る整備 3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 市及び県は、核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。	表記の整理
15	1	4 スクリーニング及び人体の除染の <u>実務主体の調整</u> 市及び県は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、 <u>実務主体の調整</u> を図る。 (追加)	4 スクリーニング及び人体の除染の <u>体制の整備</u> 市及び県は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、 <u>体制の整備</u> を図る。 5 <u>医療総括責任者の配置</u> 県は、災害時に、被ばくに係る傷病者の搬送先の指示等を行う <u>医療総括責任者をあらかじめ定めておく。</u>	対策の整理 対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考								
15	27	第10節 市民等への的確な情報伝達体制の整備 5 県は、テレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、ホームページ（インターネット）、広報用電光掲示板、CATV、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。	第10節 市民等への的確な情報伝達体制の整備 5 県は、 <u>災害情報共有システム（Lアラート）の活用</u> などテレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、ホームページ（インターネット）、広報用電光掲示板、CATV、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。	対策の追加								
16	26	(追加)	<u>第14節 県外からの避難者の受入に関する事前調整</u> 県は、 <u>避難元都道府県の要請に基づき、県外からの避難者の受入れが円滑に行われるよう、事前に受入れ体制の調整に努めるものとする。</u>	対策の追加								
19	2	第3編 災害応急対策計画 第1章 活動態勢 第1節 市災害対策本部の設置 2 市災害対策本部等の設置及び職員の配備基準 (2) 設置場所 災対本部は、市役所6階研修室に設置する。	第3編 災害応急対策計画 第1章 活動態勢 第1節 市災害対策本部の設置 2 市災害対策本部等の設置及び職員の配備基準 (2) 設置場所 災対本部は、市役所6階災害対策室に設置する。	災害対策室の常設に伴う変更								
26	3	第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策 ■ 主な機関の措置	第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策 ■ 主な機関の措置	指定公共機関の追加								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ</td> <td>第13節 輻輳対策</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ	第13節 輻輳対策	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、<u>KDDI株式会社</u>、<u>株式会社NTTドコモ</u>、<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></td> <td>第13節 輻輳対策</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	西日本電信電話株式会社、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、 <u>KDDI株式会社</u> 、 <u>株式会社NTTドコモ</u> 、 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	第13節 輻輳対策	
機関名	主な措置											
西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ	第13節 輻輳対策											
機関名	主な措置											
西日本電信電話株式会社、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、 <u>KDDI株式会社</u> 、 <u>株式会社NTTドコモ</u> 、 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	第13節 輻輳対策											
30	1	第13節 輻輳対策 西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモは、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	第13節 輻輳対策 西日本電信電話株式会社、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、 <u>KDDI株式会社</u> 、 <u>株式会社NTTドコモ</u> 及び <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u> は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	指定公共機関の追加								

頁	行	修正前	修正後	備考								
32	30	<p>第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</td> <td>第15節 輻輳対策</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	第15節 輻輳対策	<p>第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>第15節 輻輳対策</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	第15節 輻輳対策	指定公共機関の追加
機関名	主な措置											
西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	第15節 輻輳対策											
機関名	主な措置											
西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	第15節 輻輳対策											
33	4	<p>第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>3 国、所在県及び隣接県との連携（略）</p> <p>特に、原子力規制庁との間においては、県内の応急対策活動の状況等を随時連絡するとともに、必要な指示を受けるなど、相互の連携を密にするものとする。</p>	<p>第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>3 国、所在県及び隣接県との連携（略）</p> <p>特に、<u>内閣府及び</u>原子力規制庁との間においては、県内の応急対策活動の状況等を随時連絡するとともに、必要な指示を受けるなど、相互の連携を密にするものとする。</p>	国の体制変更								
34	11	<p>第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>県は、国及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、環境放射能調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて市民等に情報提供する。</p> <p>また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、関係市町村と連携して可搬型測定機器により一般環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど、監視体制を強化する。また、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに市民等に情報提供する。</p> <p>（追加）</p>	<p>第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p><u>1</u> 県は、国及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、環境放射能調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて市民等に情報提供する。</p> <p>また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、関係市町村と連携して可搬型測定機器により一般環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど、監視体制を強化する。また、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに市民等に情報提供する。</p> <p><u>2</u> 県は、モニタリング結果の公表にあたっては、<u>県民等に的確な情報提供を行うため、測定結果の妥当性に留意するものとする。</u></p>	対策の追加								

頁	行	修正前	修正後	備考
36	1	<p>第7節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>2 広域避難活動</p> <p>(2) 国等からの指示に基づき、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた市町村（以下「要避難市町村」という。）は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。</p> <p>県は、必要に応じて避難先及び輸送ルートの調整を行う。</p>	<p>第7節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>2 広域避難活動</p> <p>(2) 国等からの指示に基づき、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた市町村（以下「要避難市町村」という。）は、他の市町村に対し避難所の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。</p> <p>県は、必要に応じて避難先及び輸送ルートの調整を行う。</p>	表記の整理
36	16	<p>3 屋内退避、避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置</p> <p>県は、市町村長が国等からの指示に基づき屋内退避、避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、<u>交通の規制及び立入制限等必要な措置</u>をとるよう関係機関に要請する。</p>	<p>3 屋内退避、避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置</p> <p>県は、市町村長が国等からの指示に基づき屋内退避、避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。</p>	対策の整理
39	22	<p>第15節 輻輳対策</p> <p>西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社及び株式会社NTTドコモは、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p>	<p>第15節 輻輳対策</p> <p>西日本電信電話株式会社、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、<u>KDD I 株式会社</u>、<u>株式会社NTTドコモ</u>及び<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p>	指定公共機関の追加
39	26	<p>第16節 県外からの避難者の受入れ</p> <p>1 避難者の受入れ</p> <p>県は、<u>県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）から協議を受けたときは、次の対応を行う。</u></p>	<p>第16節 県外からの避難者の受入れ</p> <p>1 避難者の受入れ</p> <p>県外からの避難者の受入れは、<u>避難元都道府県と調整した避難計画等によることとするが、それによりがたい場合には、次の対応を行う。</u></p>	対策の整理
47		<p>参考資料</p> <p>2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等</p> <p>[P 6～7のとおり]</p>	<p>参考資料</p> <p>2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等</p> <p>[P 8～9のとおり]</p>	原子力災害対策指針の改定
49		<p>3 防護措置実施のフローの例</p> <p>[P 10のとおり]</p>	<p>3 防護措置実施のフローの例</p> <p>[P 11のとおり]</p>	原子力災害対策指針の改定

表1

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

旧

注)本イメージは各主体の一般的な行動を列示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PAZ(概ね5km)				UPZ(概ね5~30km)				UPZ外(概ね30km~) ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置
緊急事態区分	原子力	・委員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公共団体	・委員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	【避難】 ・要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	・委員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・平常時モニタリングの強化	-	・委員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	国	・委員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・搬送機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請 ・情報収集・連絡体制の構築	・搬送機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への参集要請 ・情報収集・連絡体制の構築	・搬送機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力要請
(原状法15条の原子力緊急事態宣言を適用しない) 全面緊急事態に際しては、原状法10条より変更しては、	原子力	・委員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	・自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
	公共団体	・委員追加参集 ・国及び自治体へ通報	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・要援護者等の避難の要請 ・自治体へ避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用指導(配布等)	・委員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内避難】 ・屋内避難の実施	・委員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・要援護者等の避難受け入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	国	・委員追加参集 ・現地派遣の準備 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・搬送機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難の要請を指示 ・自治体へ避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用指導(配布等)を指示	-	・自治体への情報提供 ・搬送機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【屋内避難】 ・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示	・自治体への参集要請 ・情報収集・連絡体制の構築	・自治体への情報提供 ・搬送機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難受け入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力要請
(原状法15条の原子力緊急事態宣言を適用しない) ただし、原状法10条より変更しては、	原子力	・委員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	・自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
	公共団体	・委員追加参集	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングで設定されているモニタリングポストによる測定	【避難】 ・避難の要請 【安定ヨウ素剤】 ・要援護者の受け入れを要請	・国及び自治体に依頼要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内避難】 ・屋内避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用指導(配布等) 【防護措置実施に基づき防護措置への対応】 ・避難、一時移転、休養施設等の準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)	・委員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・避難の受け入れ 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用指導(配布等) 【防護措置実施に基づき防護措置への対応】 ・避難、一時移転、休養施設等の準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力
	国	・委員追加参集 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・搬送機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に避難の要請を指示 ・自治体へ避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用指導(配布等)を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・搬送機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【屋内避難】 ・自治体に避難の要請を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用指導(配布等)を指示 【防護措置実施に基づき防護措置への対応】 ・避難、一時移転、休養施設等の準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)を指示	・自治体への参集要請 ・情報収集・連絡体制の構築	・自治体への情報提供 ・搬送機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に避難の受け入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力要請

※1…モニタリングに関して、さらに検討を行った上で記載を追加・修正する。

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

OIL	OIL1	事業 者力	PAZ(～概ね5km)※2				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)			
			体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置
OIL	OIL1	事業 者力	-	-	-	-	-	国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	
		公共 地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを実施	【避難】 ・避難の実施	-	【避難】 ・(近)避難の実施	【避難】 ・(遠)避難の受入れ	
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・モニタリングの支援 ・緊急時モニタリングの 支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難 な者の一時避難を指示)	-	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(遠)自治体に避難の 受入れを要請 の要請を指示	【避難】 ・(遠)自治体に避難 受入れを要請	
	飲食物 に係るスクリー ニング基準	事業 者力	-	-	-	-	-	国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	
		公共 地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを 実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・モニタリングの支援 ・緊急時モニタリングの 支援及び実施	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲 の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の 濃度測定を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援及び実施	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
	OIL4	事業 者力	-	-	-	-	-	国及び自治体へ通報	スクリーニングへの協力	-	-	-	スクリーニングへの協力	
		公共 地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表汚染】 ・体表汚染の実施	-	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表汚染】 ・体表汚染の実施
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・スクリーニング情報の 収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表汚染】 ・体表汚染の実施の指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・スクリーニング情報の 収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表汚染】 ・体表汚染の実施の指示
	OIL2	事業 者力	-	-	-	-	-	国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	
		公共 地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを 実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施 ・(遠)一時移転の受入れ
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(遠)自治体に一時移転の 受入れを要請 の実施を指示
OIL6	事業 者力	-	-	-	-	-	国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-		
	公共 地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	
	国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・個別の放射性物質の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限範囲の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の要請を 指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・個別の放射性物質の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限範囲の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の要請を指示	

※2・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

表1

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

新

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PAZ(～概ね5km)				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～) ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
		原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-
公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	【避難】 ・要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・平常時モニタリングの強化	-	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	-	【避難】 ・要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力	
国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への参集要請 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・自治体(に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力)を要請	-	
緊急事態区分	(原災法10条の通報義務に該当する場合は除く。ただし、全面緊急事態に該当する場合は除く。)	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
		公共団体	・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・要援護者等の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	【避難】 ・要援護者等の避難受け入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難の実施を指示 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・自治体(に要援護者等の避難受け入れを要請) ・自治体(に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力)を要請
(原災法16条の原子力緊急事態宣言の基準を採用)	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
	公共団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングで把握されているモニタリングポストによる測定	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	【避難】 ・避難の受け入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力	
	国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)を指示	・自治体への参集要請 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・自治体(に避難の受け入れを要請) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体(に避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力)を要請	

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

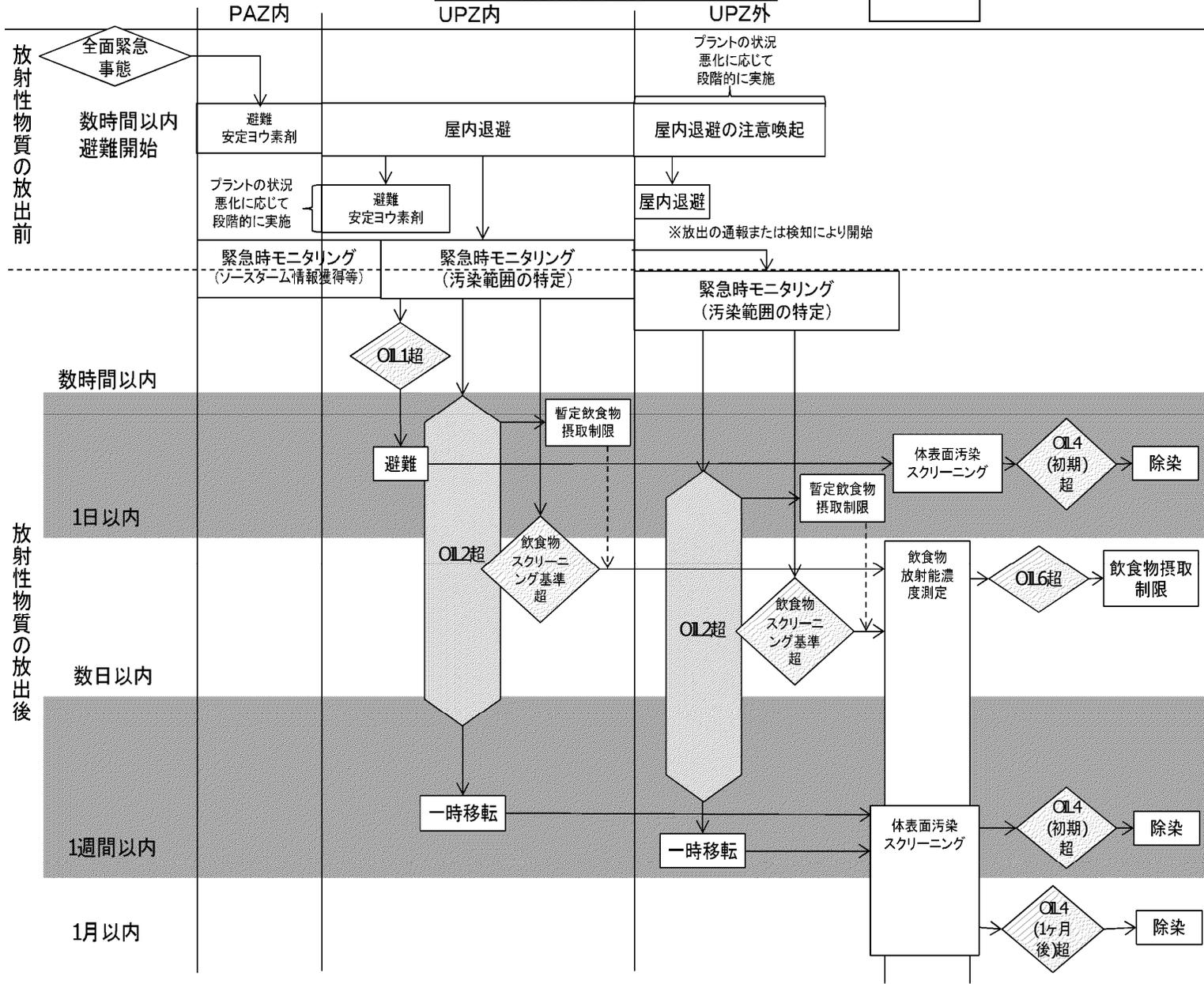
注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

O I L 1	事業者 力	PAZ(～概ね5km)※1				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
O I L 1	事業者 力	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	
	公共地 方 体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施	【避難】 ・(遠)避難の受入れ	
	国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難 な者の一時避難を含む)を指示	-	-	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)自治体に避難の 実施を指示	【避難】 ・(遠)自治体に避難 の受入れを要請 の実施を指示	
飲食物に係るスクリーニング基準	事業者 力	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-	
	公共地 方 体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【放射線計測】 ・個別品目の放射性物質の濃度測 定	-	-	-	-	
	国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【放射線計測】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲 の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質 の濃度測定を指示	-	-	【放射線計測】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	-	
O I L 4	事業者 力	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	スクリーニングへの協力	-	-	-	・スクリーニングへの協 力	-	
	公共地 方 体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施	-	-	・住民等への情報伝達	スクリーニングの実施 【体表面除染】 ・体表面除染の実施	
	国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・スクリーニング情報の 収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	スクリーニング情報の 収集・分析 スクリーニングの支援 【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示	
O I L 2	事業者 力	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-	
	公共地 方 体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	-	-	・住民等への情報伝達	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施	【一時移転】 ・(遠)一時移転の受入れ
	国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	モニタリング情報の 収集・分析 緊急時モニタリングの 実施及び支援 【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)自治体に一時移 転の実施を指示	【一時移転】 ・(遠)自治体に一時移 転の受入れを要請
O I L 6	事業者 力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	公共地 方 体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【放射線計測】 ・放射線計測の実施	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【放射線計測】 ・放射線計測の実施
	国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・個別品目の放射性物質の濃 度測定を実施	【放射線計測】 ・放射線計測の実施 ・採取制限品目の決定 ・自治体に放射線計測の実施を 指示	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・自治体に放射線計測の実施を 指示	

※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

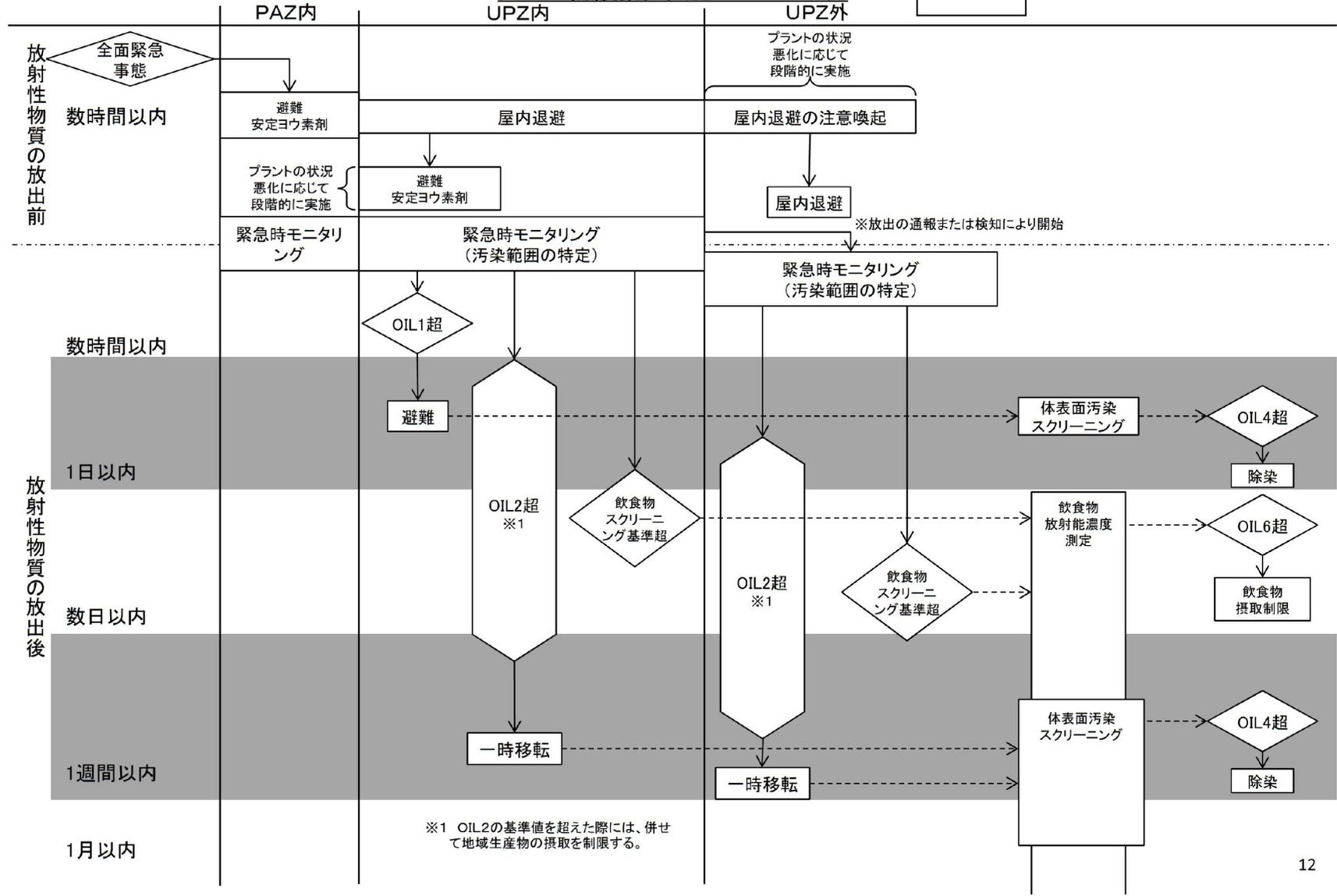
図1 防護措置実施のフローの例

旧



新

図1 防護措置実施のフローの例



頁	行	修正前	修正後	備考												
50	2	4 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて 1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに <u>限る</u> 。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	4 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて 1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに <u>限り</u> 、規制法第64条の2第1項の規定により特定原子炉施設として指定され、同条第4項の規定により平成24年11月15日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）													
59	1	(追加)	4. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、p号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） <table border="1" data-bbox="1070 507 1818 1289"> <thead> <tr> <th>警戒事態を判断するEAL</th> <th>緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。 ④ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> <td>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入りしている住民の退去を準備する。</td> </tr> <tr> <th>施設敷地緊急事態を判断するEAL</th> <th>緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> <tr> <td>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> <td>避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。</td> </tr> <tr> <th>全面緊急事態を判断するEAL</th> <th>緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> <tr> <td>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> <td>避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。</td> </tr> </tbody> </table>	警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。 ④ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入りしている住民の退去を準備する。	施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。	全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。	
警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要															
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。 ④ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入りしている住民の退去を準備する。															
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要															
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。															
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要															
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。															
		4. 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）	5. 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（4.及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）													

頁	行	修正前	修正後	備考																																				
61	5	<p>5. 原子炉（1. ～4. に掲げる原子炉を除く。）…原子炉容器内に核燃料物質が存在しない場合であって、使用済燃料プールに新燃料のみが保管されている原子炉及び使用済燃料プール内の照射済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして原子力規制委員会が定めた原子炉等。</p> <table border="1" data-bbox="286 355 1043 879"> <tr> <td data-bbox="286 355 869 400">警戒事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="869 355 1043 400">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 400 869 445">(追加)</td> <td data-bbox="869 400 1043 445"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 445 869 489">(追加)</td> <td data-bbox="869 445 1043 489"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 489 869 534">(追加)</td> <td data-bbox="869 489 1043 534">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 534 869 596">① 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> <td data-bbox="869 534 1043 596"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 596 869 641">施設敷地緊急事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="869 596 1043 641">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 641 869 751">② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子炉施設外へ放出し、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> <td data-bbox="869 641 1043 751">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 751 869 796">全面緊急事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="869 751 1043 796">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 796 869 879">② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子炉施設外へ放出し、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> <td data-bbox="869 796 1043 879">(略)</td> </tr> </table>	警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	(追加)		(追加)		(追加)	(略)	① 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。		施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子炉施設外へ放出し、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	(略)	全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子炉施設外へ放出し、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	(略)	<p>6. 原子炉（1. ～5. に掲げる原子炉を除く。）に係る原子炉施設…原子炉容器内に核燃料物質が存在しない場合であって、使用済燃料貯蔵槽内に新燃料のみが保管されている原子炉及び使用済燃料貯蔵槽内の照射済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして原子力規制委員会が定めた原子炉に係る原子炉施設、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合に限る）等。</p> <table border="1" data-bbox="1066 355 1823 879"> <tr> <td data-bbox="1066 355 1639 400">警戒事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="1639 355 1823 400">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 400 1639 445">① 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</td> <td data-bbox="1639 400 1823 445"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 445 1639 489">② 当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。</td> <td data-bbox="1639 445 1823 489"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 489 1639 534">③ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</td> <td data-bbox="1639 489 1823 534">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 534 1639 596">④ 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> <td data-bbox="1639 534 1823 596"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 596 1639 641">施設敷地緊急事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="1639 596 1823 641">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 641 1639 751">② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子炉施設外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> <td data-bbox="1639 641 1823 751">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 751 1639 796">全面緊急事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="1639 751 1823 796">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 796 1639 879">② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子炉施設外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> <td data-bbox="1639 796 1823 879">(略)</td> </tr> </table>	警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	① 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。		② 当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。		③ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	(略)	④ 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。		施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子炉施設外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	(略)	全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子炉施設外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	(略)	
警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																																							
(追加)																																								
(追加)																																								
(追加)	(略)																																							
① 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																								
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																																							
② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子炉施設外へ放出し、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	(略)																																							
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																																							
② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子炉施設外へ放出し、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	(略)																																							
警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																																							
① 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。																																								
② 当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。																																								
③ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	(略)																																							
④ 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																								
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																																							
② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子炉施設外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	(略)																																							
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																																							
② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子炉施設外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	(略)																																							
63	35	<p>5 OILと防護措置について</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p>	<p>5 OILと防護措置について</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p>																																					

